

## 家庭用飲用井戸等の設置に補助金を交付します

町内の上水道および簡易水道の給水区域以外に居住している方を対象に、家庭用飲用井戸等、飲用水の供給施設の設置に必要な経費の一部を補助します。

**補助金額** ● 事業費の2分の1の額(上限額:50万円)

**補助回数** ● 1世帯あたり1回限り

※複数世帯が共同利用する場合も申請可能ですが、その場合は1世帯とみなします。

### ■補助対象となる主な内容

- ・ 飲用井戸設置に係る工事費用  
(ボーリング、ポンプ設置、配管工事等)
  - ・ 貯水タンク設置費用
  - ・ 浄水器設置費用 ・ 水質検査費用(新設井戸分)
- ※消雪設備に要する経費は対象となりませんのでご注意ください。

補助金の交付にあたっては他にも要件がありますので町建設課へお問い合わせください

新しい場所で新たなスタートをされる方へ

## 水道・下水道(集落排水)の開始・休止の届け出は忘れなく!

水道・下水道の手続きはお済みですか?水道は開栓をしないと使用できないことから忘れずに届け出をする方が多いですが、自家用井戸や組合の水道等を利用している場合、下水道(集落排水)の届け出が忘れられがちです。

ご自分の住まいが何に該当するかを把握し、忘れずに届け出をしましょう。

### こんな時は届け出を!

- ・ 休止中の水道を使用する場合は無断で開栓できません。開始届の提出が必要です。
- ・ 所有者が変わった場合は所有者変更届の提出が必要です。
- ・ 空き家など、長期間使用しない場合は休止届の提出をおすすめします。ただし、帰省や片付け等で短期間使用する場合は再開届の提出が必要となります。
- ・ 家を解体し、メーターを撤去する場合は廃止届の提出が必要です。事前に下記までご連絡をお願いします。

### 千畑・仙南地区

- ・ 水道と地下水があります。
- ・ 地下水の場合、集落排水にのみ加入している地域があります。

### 六郷地区

- ・ 水道と地下水があります。
- ・ 地下水の場合、下水道にのみ加入している地域があります。

### 大家さんへお願い

- 水道・下水道(集落排水)に加入していることを入居・退去者へ伝え、届け出をするようお知らせください。
- 凍結防止、使用法についての説明など入居者へ指導をお願いします。
- 管理等で使用する場合(メーターが動く場合)も届け出が必要です。

**問** 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

## 住宅のリフォームや被災住宅等の復旧工事に対する補助制度があります

お住まいの住宅のリフォーム・増改築工事、ならびに自然災害により被災した住宅等の復旧工事にかかる費用の一部を補助します。秋田県が実施する「住宅リフォーム推進事業」との併用が可能ですので、利用を希望される方は下記へご相談ください。

	リフォーム・増改築	被災住宅等の復旧工事
対象者	住宅の所有・居住者	被災住宅等の所有・居住者
対象工事	50万円以上(税込)のリフォーム・増改築工事	自然災害に伴う20万円以上(税込)の復旧工事
	※「外構工事」「業務用建物(店舗等)の工事」「公共工事に伴う補償費対象建築工事」などは対象外となります。	
対象条件	町内の業者または町内の個人事業者が施工すること	左に加え「り災証明書」が発行されていること
必要書類	①補助申請書 ②工事契約書および見積書の写し ③施工前の写真 ④(災害復旧工事の場合は)り災証明書	
補助金額	補助対象工事費の10分の1の額(上限額:8万円)	

※「り災証明書」については被災箇所の写真を準備のうえ、町住民生活課に申請してください。

※以前に住宅リフォーム補助(原則1回限り)を受けた方でも、被災からの復旧工事については申請することができます。

**申・問** 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

# 介護保険事務所からのお知らせ

## 令和3年度からの介護保険料が決定しました

**保険料基準額(月額) 6,700円**

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、サービス費用の見込額等に基づき、65歳以上(第1号被保険者)の方が負担する介護保険料を決めることになっています。

令和3年度から令和5年度までの保険料基準額は月額6,700円です。住民税の課税状況と所得によって下表の第1から第9段階に分かれます。

### 前回の保険料額からの変更点

- ①介護給付費の増加等により、基準額(月額)が400円の増となっています。
- ②低所得者の負担軽減を図るために消費税等を財源とする公費を投入することで、保険料率が第1段階は0.5から「0.3」に、第2段階は0.625から「0.375」に、第3段階は0.75から「0.7」にそれぞれ下がっています。また、本人課税の段階では、第8段階の所得が200万円以上から「210万円以上」に、第9段階の所得が300万円以上から「320万円以上」に変更されます。

### 特別徴収(年金からの差し引き)について

- ・昨年度から引き続き特別徴収されている方は、4月分と6月分の介護保険料が2月分の介護保険料と同額となるため、4月の通知書を送付していません。ただし、4月から初めて特別徴収が開始される方には通知書を送付しています。
- ・8月以降の介護保険料については、前年の所得が確定し、年間の介護保険料が決定する7月上旬に通知書を送付します。

表【第1号被保険者の介護保険料】

段階	区分(令和3年度の住民税課税状況等)		保険料(年額)	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護を受給している方	24,120円	基準額×0.3
第2段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	30,150円	基準額×0.375
第3段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円以下の方	56,280円	基準額×0.7
第4段階	住民税課税世帯 (本人非課税)	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円を超える方	70,350円	基準額×0.875
第5段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	80,400円	基準額
第6段階	住民税課税世帯 (本人課税)	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	100,500円	基準額×1.25
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	104,520円	基準額×1.3
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	120,600円	基準額×1.5
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	140,700円	基準額×1.75

介護保険料は介護を社会全体で支える介護保険制度の大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911

## 生薬(薬用植物)栽培に関する勉強会に参加してみませんか?

町では、生薬(薬用植物)栽培を始めてみたい方、興味がある方を対象に栽培に関する勉強会を開催しています。勉強会への参加を希望する方は町農政課へお申し込みください。

栽培品目●カンゾウ、キキョウ、エイジツ、センブリ

新型コロナウイルス感染症の拡大状況や天候等により予定が変更となる場合があります

勉強会開催日程予定

5月上旬 播種作業体験  
6月上旬 定植作業体験  
7月中旬 栽培ほ場見学会  
10月中旬 収穫作業体験  
令和4年2月中旬 収穫実績等報告会  
※お申し込みされた方には詳しい日程をお知らせします。

目指せ!

# 生薬の里美郷

問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908